

令和8年度各種通行券印刷契約特記仕様書

令和8年 7月
宮城県道路公社

1. 目的

この特記仕様書は、宮城県道路公社（以下「公社」という。）が締結する各種通行券印刷契約に関する入札（見積）の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために適用するものとする。

2. 品名、数量及び納入場所

別紙－１のとおり

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

4. 入札（見積）金額

入札金額は、各種通行券を作製し、公社の指示する納入場所へ納入するまでの経費を総価で計上するものとする。

5. 原紙

東日本高速道路株式会社の検査に合格した次のメーカーの原紙を使用するものとする。

○北越コーポレーション株式会社

6. 梱包・運送等

各種通行券は、別紙梱包仕様に従い500枚毎に仕切り紙を入れ1,000枚を小箱に収納し、当該小箱10箱をビニールで防湿処理のうえ、大箱に収納するものとする。なお、それぞれの箱（小箱、大箱）の側面に品名、数量、料金所名、受注者名、受注年度、印刷ロット番号を記入したラベルを貼り付けるものとする。

7. 検査・納入

(1)受入本検査

①受注者は、各種通行券を納入しようとするときは、原則として納入期日の約12週間前までに、受入本検査用サンプル（磁気カード通行券は料金所毎に100枚及び抄造ロット毎に3,000枚、勤務カード類は券種毎に250枚とする。なお、抄造ロット毎のサンプルについては、1料金所で構成するものとする。）、原紙業者の検査成績表及び印刷業者の検査成績表を公社の指定する場所（別紙－１）に送付するものとする。

②受注者は、上記①のサンプル等を公社の指定する場所へ送付する際は、あらかじめサンプル等の送付予定時期を公社に連絡するものとする。

③検査結果については、公社から受注者へ通知するものとする。なお、検査結果が不合格の場合は、再度受入本検査用サンプル作製のうえ、上記①及び②の手続きにより、再送付すること。

- (2) 納品に際しては、納品場所に納品書を作成し、納品先での確認を受けなければならない。
なお、納入された各種通行券の中に不良品が発見されたときは、速やかに取り替えるものとする。

8. 管理義務

受注者は、各種通行券の作製、保管、納入等に際しては、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

9. 損害賠償

受注者は、各種通行券を納入するまでに滅失し、その滅失した各種通行券が第三者に使用されたとき、又は不信行為を行ったことにより公社に損害を与えた場合は、公社は受注者に対しその損害賠償を請求することができるものとする。

10. その他

公社は、製造工場において作業工程等の検査を行うことができるものとする。なお、受注者は、正当な理由がなくこれを拒否できないものとする。